

車両への観光広告物製作事業助成金制度の概要

【制度施行日：平成25年12月1日】

【取扱担当課：柳川市産業経済部観光課】

柳川市では、長距離を走るトラックなどの車両に「川下り」や「さげもん」など、観光PRのための広告物を掲載した場合、製作費の一部を助成します。

会社などの車両を使って、観光PRに一役買ってみませんか。

【概 要】

■対象事業者：柳川市内に主たる事業所を有する企業（個人事業主も含む）が対象です。

■対象事業内容：車両に「川下り」や「さげもん」、「のり」、「うなぎのせいろ蒸し」など、柳川をPRする図案と「柳川」の文字を含む広告物を掲載する場合は対象です。

■申請について：デザイン案などを用意し、事前に市に申請を行ってください。事後の申請は助成金の対象外となりますのでご注意ください。また、製作の取りかかりは、市からの交付決定後になります。

■助 成 金：広告物の製作掲載に必要な費用の2分の1を予算の範囲内において、上限25万円を交付します。（ただし、同一の事業所からの申請は、同一年度内に1回となります。）

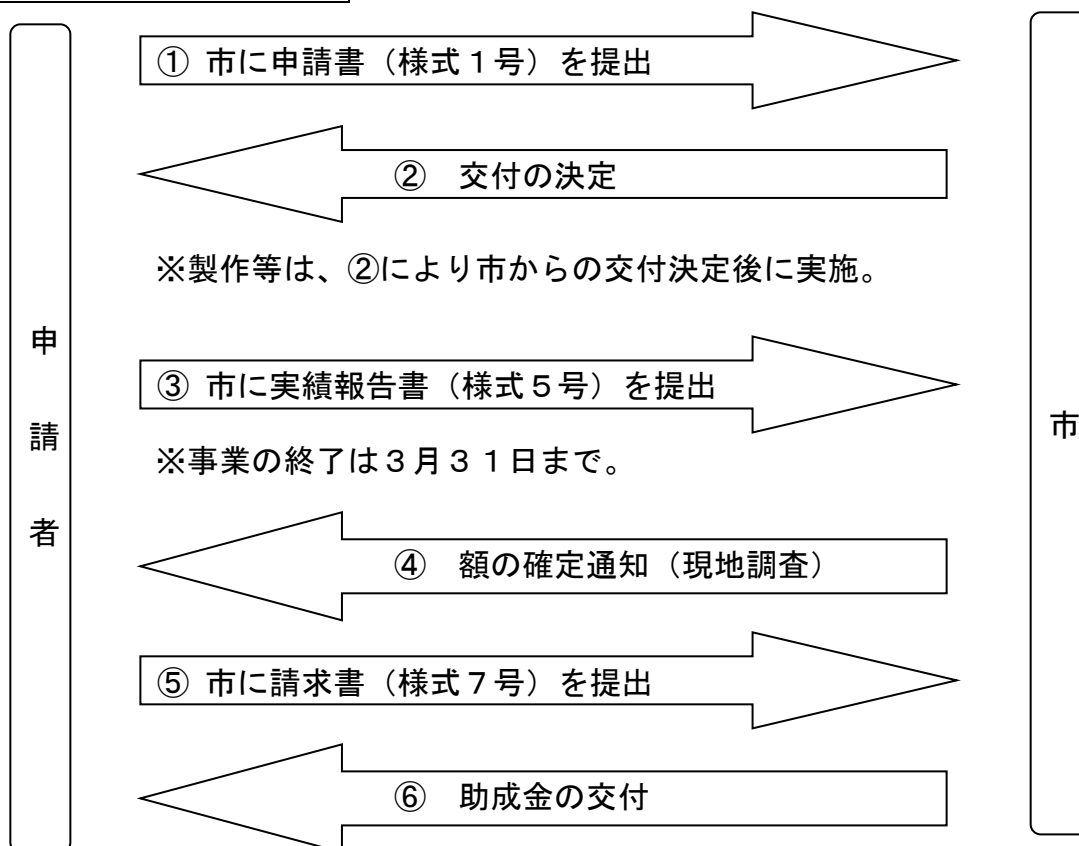
交付の例・・・1台の制度対象製作費用が25万円の場合

1台製作の場合 $25万円 \times 1 / 2 = 12万5千円$ （市交付金）

2台製作の場合 $50万円 \times 1 / 2 = 25万$ （上限・市交付金）

（3台以上になった場合も、助成金は上限の25万円となります。）

■申請から交付までの流れ



上記手続きの際の提出（添付）書類

- ① 交付申請時
 - ・ 様式 1 号
 - ・ 図案または掲載図案
 - ・ 製作に係る見積書の写し
 - ・ 自動車車検証の写し
 - ・ その他市長が必要と認める書類
- ③ 実績報告時
 - ・ 様式 5 号
 - ・ 事業費用の領収書の写し
 - ・ 完了写真
 - ・ その他市長が必要と認める書類
- ⑤ 請求時
 - ・ 様式 7 号

－ お問い合わせ先 －

〒832-8601・柳川市本町87-1

柳川市産業経済部 観光課 観光推進係

TEL 0944-77-8563 (直通)

FAX 0944-73-2516 (共有)